入学者の選抜に関すること（第 172 条の 2 第 1 項　第 4 号関係）

【合理的配慮に提供に関する対応方法】

1　病気・負傷や身体障害等のために、解答方法、試験室、座席及び所持品等について、特別の措置を希望する場合には、出願期間前に入試・地域協働広報課に相談（電話やメール、オープンキャンパス等)。 ※募集要項「出願の注意」掲載 2　学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザや新型コロナウイルス等）にかかり治癒していない場合、他の受験生や監督者等に感染するおそれがあるため、追加の入学検定料を徴収せずに、可能な限り別日程での振替受験を配慮。受験前に入試・地域協働広報課に電話で相談。 ※学生募集要項「受験の注意」掲載 3　試験中の発病又はトイレ等のため、やむを得ない場合には 監督者に申し出て、指示に従う。 ※学生募集要項「試験時間中の注意事項」記載
令和 8 年度入学者の選抜における対応例 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した受験者を対象とした代替試験の実施 ※令和 7 年度に記載した受験上の配慮事項に該当する特段の対応はなかった 令和 7 年度入学者の選抜における対応例 要望に応じた座席の指定、試験会場内の移動の補助、車椅子や杖の持参使用、特製机・椅子の使用と試験場における準備、問題文へのルビの付与、別室受験、試験時間中のアルコール消毒液の利用許可 ※独立行政法人大学入試センターの「受験上の配慮事項」に準じる